

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第18号「和解に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第19号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第20号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第21号「権利の放棄に関する件」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第27号「令和7年度安芸市一般会計予算」から議案第35号「令和7年度安芸市下水道事業会計予算」までの9件を一括議題といたします。

これより、これら9件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますこれら9件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、これら9件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ、討論を終結いたします。

これより、議案第27号「令和7年度安芸市一般会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第28号「令和7年度安芸市国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第29号「令和7年度安芸市元気バス事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立多数であります。よって……

（発言する者あり）

○佐藤倫与議長 もう一度お諮りいたします。

これより、議案第29号「令和7年度安芸市元気バス事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第30号「令和7年度安芸市鉄道経営助成基金事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第31号「令和7年度安芸市介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第32号「令和7年度安芸市住宅団地整備事業特別会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第33号「令和7年度安芸市後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたしま

す。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第34号「令和7年度安芸市水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第35号「令和7年度安芸市下水道事業会計予算」を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第36号「安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について、提案理由の説明を求めます。

4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 議案第36号「安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例」

安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、地方自治法第112条及び安芸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年3月19日

発議者	安芸市議会議員	宇田卓志
賛成者	安芸市議会議員	藤田伸也
賛成者	安芸市議会議員	山下裕
賛成者	安芸市議会議員	徳広洋子
賛成者	安芸市議会議員	西内直彦

安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例

安芸市議会議員定数条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の安芸市議会議員定数条例の規定は、同日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由、議案第36号「安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例」。

議員定数については、地方自治法第91条により「条例により定める」こととなっており、定数